

(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価準備書 に対する三重県知事意見

本事業は、株式会社青山高原ウインドファームが、津市及び伊賀市の布引山地において稼働中の総出力 15,000 キロワットの青山高原風力発電所(単機出力 750 キロワット×20 基、以下「既設事業」という。)を撤去し、新たに総出力 15,000 キロワット(単機出力 2,300 キロワット×7 基)の風力発電所を建設しようとする事業である。

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、室生赤目青山国定公園内の特別地域や特定植物群落である青山高原ツツジ群落が分布する、良好な自然環境や豊かな生態系を有する地域であるが、既設事業及びそれに隣接する新青山高原風力発電所事業(以下「既設事業等」という。)の造成法面等においては、複数の箇所では斜面崩壊が発生し、法面等の復旧が行われているものの、現状では植生が回復されているとまでは言えない。

このことをふまえ、本事業の実施に当たっては、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(総括的事項)

- 1 対象事業実施区域は、そのほぼ全域が室生赤目青山国定公園の特別地域に含まれていることから、自然環境の保全に努めるべき地域であり、既設風力発電設備の撤去に当たっては、適切な緑化等、自然環境に配慮した環境保全措置を実施すること。
また、風力発電設備の設置後においては、経年劣化による不具合等により、周辺環境への影響が増大しないよう、施設の維持管理を適切に実施すること。
- 2 本事業は既設事業よりも風力発電設備の設置基数は削減されるものの、施設の大型化に伴い、環境への影響が増大するおそれがある。このため、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行ったうえで、必要に応じて追加的な環境保全措置及び環境監視を実施すること。
- 3 本事業の対象事業実施区域周辺では、既に多くの風力発電施設が稼働中であり、また他事業者においても風力発電事業の環境影響評価手続きが行われていることから、これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。
また、計画内容や環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。
- 4 本事業による環境への影響について予測及び評価を行うに当たっては、既設事業等における環境影響評価に基づく調査結果及び事後調査結果を最大限活用すること。
また、事業の実施に当たっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

- 5 事業実施に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月資源エネルギー庁）を参考とし、地域住民や自治体等と十分なコミュニケーションを図ること。

また、環境影響評価書の作成に当たっては、本準備書に掲載されていない詳細な調査結果を資料編に掲載する等、情報開示に努めること。

（個別的事項）

1 騒音等

風力発電施設からの騒音及び低周波音については、予測及び評価項目として選定されていないが、住民等から風力発電施設の稼働後に苦情等が生じた場合は、速やかに原因を究明するとともに、必要に応じて環境保全措置を講じること。

2 水質及び水生生物

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋及び湿地が存在しており、基礎工事等に伴う濁水やアルカリ排水等による水環境及び水生生物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、工事の実施に当たっては、降雨時を避けるとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に実施し、水環境及び水生生物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

3 地形、地質及び生態系

対象事業実施区域及びその周辺は、隆起準平原の特徴である岩盤の破碎が進行している箇所が確認されており、特に地表面が露出している既設事業に伴う法面等においては、斜面崩壊の可能性が懸念される。

このため、工事の実施に当たっては、工事場所及び内容について慎重に検討を行ったうえで、土砂の崩落等による土地の安定性及び動植物への影響を回避又は極力低減すること。

4 陸生動物、陸生植物及び生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、特定植物群落である青山高原ツツジ群落をはじめとする植生自然度の高い地域が分布しており、この地域の生物多様性に寄与していると考えられる。

本事業計画では、基礎撤去跡地に鹿の防護柵を設置することにより、在来種が自然に移入・活着することで緑化を図るとされており、既設事業前の自然植生が回復することが期待される。一方、既設事業地等における造成法面の一部では、緑化が図られたにもかかわらず、植生が十分に回復していない箇所が認められる。

このことをふまえ、基礎撤去跡地、造成法面等の緑化を行うに当たっては、防護柵の設置と併せて、植栽や表土の移設等といった土壌層が保持されるような措置を実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施することにより、既設事業を実施する前の植生に回復させるよう努めること。

(2) 既設事業の改変区域内の湧水地において、重要な両生類の繁殖が確認されており、本事業の工事計画においても、卵塊及び幼生が確認されている地点を改変する計画となっている。既改変区域内の小規模な湧水地は、幼生の上陸期より前に乾燥化により消失する可能性があることから、湧水地の残存状況について改めて調査を実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討すること。また、両生類の繁殖への影響を回避又は極力低減する観点から、適切な工事の時期及び期間について検討すること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺では、既設事業等によるバードストライクの可能性がある事象が2年間で20例確認されているが、本準備書においては、基数の削減等により鳥類の飛翔可能な空間が広がるため、風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による影響は小さいと評価され、事後調査は計画されていない。しかしながら、施設の大型化に伴う衝突リスクの予測には不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクに係る事後調査を適切に実施すること。

また、鳥類の予測衝突数の算出に当たっては、既に風力発電設備が存在していることも考慮したうえで回避率の設定を行う等、より安全側での予測及び評価を行うよう努めること。

なお、事後調査の結果、重要な鳥類に対する重大な影響のおそれが認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

本事業は既設事業よりも風力発電設備の設置基数は削減されるものの、施設の大型化に伴い、主要な眺望点からの垂直見込角が増大し、スカイラインの切断が目立つなど、室生赤目青山国定公園及び東海自然歩道に影響を及ぼすおそれがある。

このため、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行ったうえで、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することにより、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。